

舞浜歩道橋における自転車の安全利用
についての要望書

平成22年7月23日

浦安市長 松崎 秀樹

舞浜歩道橋における自転車の安全利用についての要望書

日頃より、本市の市政運営にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。さて、浦安市舞浜二丁目とＪＲ京葉線舞浜駅とを繋ぐ舞浜歩道橋における自転車の安全利用に関する諸問題に対しましては、自転車利用の安全啓発を目的として本市で自転車安全利用指導員及び推進員を配置するほか、スロープ出入り口付近に看板を設置するなど事故防止対策を講じているところです。

しかしながら、道路交通法が改正され、舞浜歩道橋においては、新たに追加された「車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合」に該当するため、歩道橋内の自転車通行そのものは、規制されておられません。

そのため、通勤・通学などの時間帯には、歩行者と自転車利用者が入り混じり大変危険な状況となっていることから、多くの市民より交通安全対策について、様々なご意見をいただいているところです。

つきましては、舞浜歩道橋における利用者の交通安全対策について特段のご配慮をお願いいたしたく下記の事項について要望いたします。

平成22年7月23日

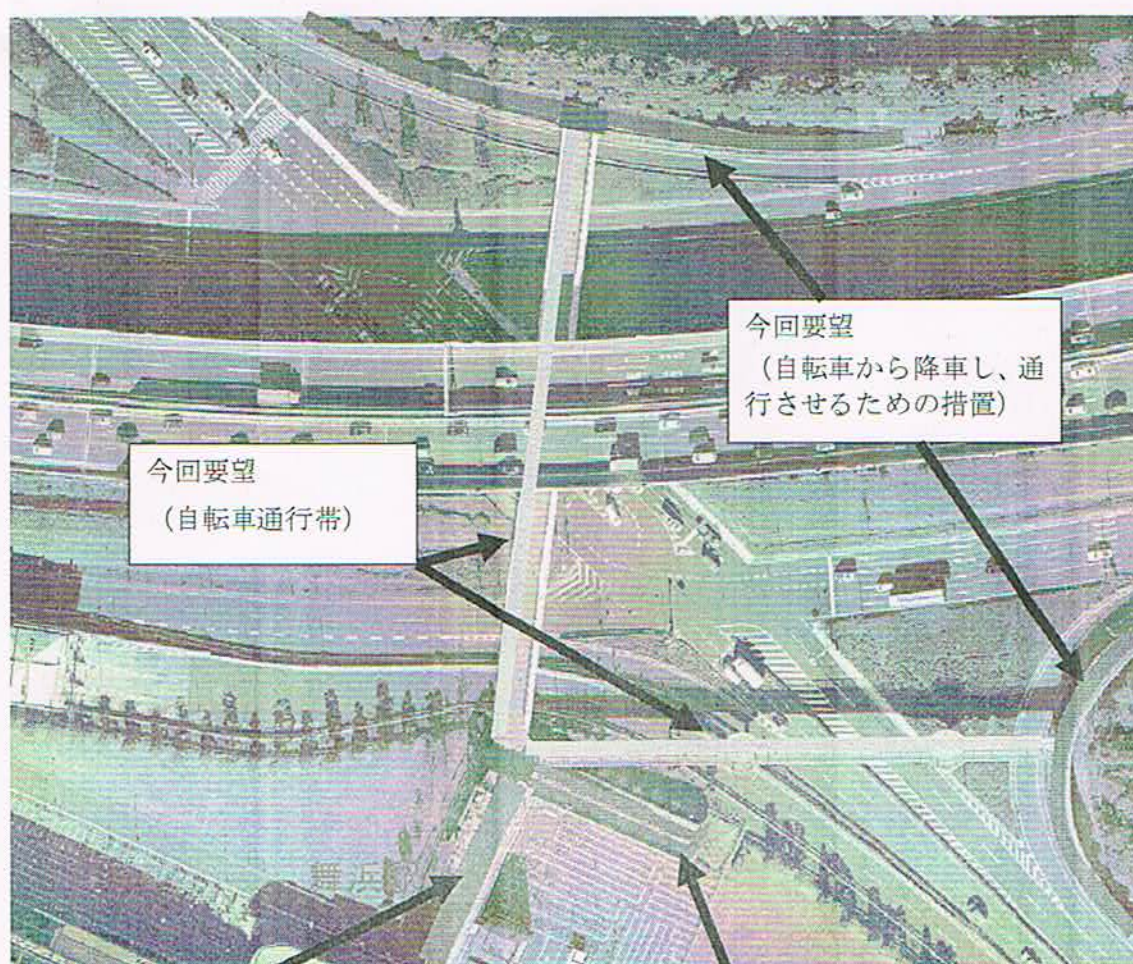
国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所長 前田 陽 一 様

浦安市長 松崎 秀樹

記

1. 警察と協議のうえ、舞浜歩道橋スロープ部分を通行する際は自転車から降車し、通行させるための措置
2. 警察と協議のうえ、スロープ以外の部分に自転車通行帯の整備
3. その他舞浜歩道橋における事故防止対策として交通安全施設の整備

要望箇所図



市道8-40号線 平成5年4月1日
歩行者専用道路指定

啓発看板設置 (浦安市)
自転車・バイクに乗ったままの通行禁止



浦交安第149号

平成23年10月21日

水野 実 様

浦安市長 松 崎 秀 樹



浦安市公文書開示決定通知書

平成23年10月20日付けで請求がありました公文書の開示について、浦安市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので、通知します。

公文書の名称	舞浜歩道橋における自転車の安全利用についての要望書		
求めることができる 開示の実施方法と 実費相当の見込額	(1) 写しの交付 40円 (1枚10円×4枚)		
開示の日時及び場 所	日時	午前・午後 年 月 日 時 分	
	場所	文化会館2階 情報公開コーナー	
郵送料の見込額			
開示の方法等の申 出に関する事項	この通知があった日から30日以内に 別紙「浦安市公文書開示実施方法等申出書」(別記第11号様式)により、希望される開示の方法等の申出を行ってください。申出期間を過ぎた場合は、開示を受けることができません。		
担当部署	都市整備部 交通安全課 交通安全係 担当者 関口 和宏 電話番号 351-1111(内線 1933)		
備考			

注 開示を受ける際に、この通知書を担当者に提示してください。